

寺院と公益事業について

泰 隆 真

宗教法人が出たのが昭和二十六年の四月である。それから十四年経過した今日、寺院や宗団は進展したであろうか。少しは前進したと思われるが、新興宗教の進出にくらぶればほんとなさげない、既成宗団は分列するものあり、経営難あり、観光や収益事業で維持したり、住職は他に職を求めて生活するなど雑多である。

今一度宗教法人を讀みかえして寺院と公益事業を考察しようと思う。

法第一条に「この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする」として居る。

第二条宗教団体の定義に「宗教団体とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

被包括団体（寺院、教会等）

包括団体（宗派、教団等）

即ちこの条文から見て、寺院や宗団の主たる業務は教義の宣布と儀式行事の執行と檀住徒の教化育成とである。この業務に専ら精進することが住職の努めでなければならぬ。

次に第六条に「宗教法人は公益事業を行うことができる。宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる、この場合において、収益を生じたときはこれを当該宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならぬ」として居る。

さて宗教法人の公益事業とは何をさすのか、是は教育と社会福祉に関する事業である。一つは学校法人という幼稚園や各種の学校経営であり、他は社会福祉事業法にいう保育園、その他福祉施設である。

この中で教育施設は別として宗教法人の経営する福祉施設の現況はどうであろうか、現在民間経営の施設六五〇〇のうち約半数以上が宗教法人の経営である、中でも主なものには児童福祉施設と老人福祉の施設である、しかし全国宗教法人の数からすれば誠に少数であると思う。次に税法から見て宗教法人は学校法人、福祉法人と共に所得税や法人税が課せられないし境内地など宗教法人用の土地建物にも固定資産税はかゝらず、すべて保護する態度をとつて居る。

是等の点からしても宗教団体や施設の運営管理をもつと考えなければならぬ。第十八条の中に「当該宗教法人の業務及び事業の適切を運営をはかり、その保護管理する財産については、いやくもこれを他の目的に使用し、又は濫用しないようにしなければならぬ」と定めている。

今後、寺院が住職及び檀信徒の私有化から脱皮して、宗教法人として教化と福祉に寄与しなればならない、少くとも余裕のある寺院は住職と檀信徒とよく協議の上各寺の寺院規則に公益事業の条項を入れて社会福祉事業の経営に進展したいものである。

それを実施するためには現在の寺院経済のあり方を明瞭にし寺院経営と寺院生活との公私の別をはつきりと区別せなければ事業経営など到底及つかないと思う。

以上宗教法人法を中心として公益事業を考えてみたのであるが、仏教の済世利民や国の理念、浄仏国土成就衆生の誓願、大慈悲行、布施行の仏行からしても、相互協力して実践しなればと思う。